

国営かんがい排水事業実施要領の運用について

平成元年7月7日付元—3
最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2967号

各地方農政局農村振興部長 }
北海道開発局農業水産部長 } 殿
沖縄総合事務局農林水産部長 }

(農林水産省) 農村振興局整備部長

(適用)

第1 国営かんがい排水事業(以下「本事業」という。)の実施については、国営かんがい排水事業実施要領(平成元年7月7日付け元構改D第533号構造改善局長通知。以下「要領」という。)によるもののほか、この運用に定めるところによる。

(末端支配面積の取扱い)

第2 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2の2に規定する末端支配面積の取扱いについては、田と畑が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

(指定工事の指定)

第3 指定工事を定めようとするときは、指定工事と指定工事以外の完了時期が異なると明らかに見込まれる場合に限り指定工事を指定するものとする。

(事業費の区分)

第4 要綱第6において事業費を基幹施設の工事に係るものと一般施設の工事に係るものに区分する場合には、工事費、測量試験費及び用地補償費について①基幹施設の工事のみに係るもの、②一般施設の工事のみに係るもの、③基幹施設、一般施設両方の工事に係るものに区分し、全体事業費を①と②の比率をもって基幹施設の工事に係る事業費と一般施設の工事に係る事業費とに区分するものとする。

2. 要綱、要領及びこの運用において事業費を区分する場合には、前項の規定に準じ行うものとする。

(事業費の単価の時期)

第5 要綱、要領及びこの運用に示す事業費の単価の時期は昭和60年度時点とし、この金額は、毎年度、事業費の上昇率を基準として改訂するものとする。

(経理)

第6 要綱第7の1により、指定工事とそれ以外に区分して採択される場合には、各区分ごとに経理を行うものとする。

2. 前項の取扱いについては、要領第10の規定に基づき複数の指定工事の指定が行われる場合又は要領第11の規定に基づき一括して採択される場合も同様とする。

(採択基準の取扱)

第7 要領第12の1の(1)のア及び(2)中、「国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図れることを約する書面」は、原則として、関係都道府県知事から地方農政局長(北海道にあっては、北海道開発局長。沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。以下同じ。)を經由して農村振興局長あてに、政府原案決定前までに提出するものとする。

2. 要領第12の1の(1)のイ中、「地元(申請人又は関係土地改良区及び関係市町村)の採択についての意向を確認する書面」には、採択については、①申請人の場合には申請人が同意していること、②関係土地改良区の場合には総会又は総代会の議決がなされていること、③関係市町村にあっては市町村長が公文により同意していることが明らかであるものでなければならない。
3. 前項に掲げる書面は、採択を希望する前年度の概算要求前までに、関係都道府県知事から地方農政局長を経由して、農村振興局長に提出するものとする。

(基幹かんがい排水事業等)

第8 かんがい排水事業において、要綱第8の1の(1)のイの表中「基幹施設」の国の負担割合の適用を受ける部分を「基幹かんがい排水事業」、その他の部分を「一般かんがい排水事業」と総称するものとする。

(共同ダムの取扱い等)

- 第9 新たな農業用水の開発を行う頭首工であって、かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更されるものに係る国の負担割合は、要綱第8の1の(1)のウ中、「かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更(新たに農業用水の開発を行うことを目的とするものに限る。)されるダム」として取扱うものとする。
2. 要綱第8の1の(1)のウ中、「共同事業」には、当該ダムの貯水容量を占有しない小水力発電は含まれない。
 3. 前項の規定は、第1項の規定により準用される場合も同様とする。

(農業水利制御システムの整備)

第10 要領第2の(6)及び第13の「要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するもの」とは、要綱第2の2の農業用排水施設により接続された水利施設をいう。
なお、排水路にあっては、共通の排水効果を有する一定の排水受益内に位置する施設であり、要綱第2の2の農業用排水施設と一体不可分と判断される施設をいう。

(応急対策について)

第11 要綱別紙8第2の1の応急対策は、不測の事態が発生した場合に、二次被害の防止等を図るための最小限必要な措置を行うものである。このため、本事業により応急対策を実施した施設の機能を保全するために行う補修、補強等については、要綱別紙8第2の3の対策事業又は他の国営土地改良事業により実施することとしており、応急対策に必要な経費に係る地方負担分については、国営土地改良事業の事業費に算入し、土地改良法第90条に基づき徴収を行うものとする。

(1箇所あたり事業費について)

- 第12 要領別紙8第4の2に規定する1箇所あたりの事業費とは、次の条件に合致するものをいう。
- ① 1箇所あたりの対策事業の事業費及び応急対策の実施に必要な経費の総額が2,000万円以上のもの
 - ② 1箇所とは、ダム、頭首工、用排水機場等については、施設全体で1箇所とみなし、用排水路については、当該水路系を1箇所とみなすものとする。

(事業費負担について)

- 第13 要綱別紙8第2の1の応急対策を実施しようとする場合は、事前に、地方農政局(北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。)、都道府県、市町村、土地改良区等(以下「関係機関」という。)と十分に協議するものとし、可能な限り、関係機関で協定を締結をする等の合意を図っておくこと。
2. 前項に関し、協定書等の締結を行う場合は、協定書又はその内容を記載した書類を関係機関で共有しておくこと。

(体制の整備等について)

- 第14 要綱別紙8第3の2の「自ら応急対策を実施する場合」とは、国が管理を行っている施設において応急対策を実施する場合について定めたものであり、当該施設において応急対策を実施する場合は、事前に、地方農政局長は、都道府県知事に対し、応急対策の実施について通知すること。
2. 要綱別紙8第2の3に掲げる対策事業を実施する場合の検討・審査等については、国営土地改良等新規地区に係る検討・審査体制の整備について(平成23年3月31日改訂農村政策部・整備部)に規定された検討・審査体制において行うことを原則とする。
 3. 各地方農政局整備部長は、本事業の迅速かつ円滑な実施を可能とするための局内の体制整備を図ること。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国営施設応急対策事業実施要領の運用について(平成27年4月9日付け26農振第1948号整備部長通知)は、廃止する。